七　第五号に定める特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならないものとする。

イ　他の金融機関等と既に、又は同時に締結したコミットメント・ライン契約を補完することを目的とし、かつ、当該他の金融機関等が当該コミットメント・ライン契約に基づいて原則として極度額まで貸付け等を行い、又は行っている場合に限り貸付けを行うこととするものであること。

ロ　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれ超えないこと。

八　第五号に定める特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

九　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が五年以上二十年以下の貸付けとするものとする。

十　第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

十一　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利に指定金融機関の経費率等を上乗せした金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラー経由オークション方式等によるものとする。

十二　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が三年以内の資金の貸付けであって、元利金の支払いについて劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借によるものに限るものとし、当該者に、一時的に資金繰りが悪化している金融商品取引法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である投資法人への資金融通を行わせることを目的として、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合に限り行うことができるものとする。

イ　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債等の償還（同項に規定する投資法人債等（平成二十一年八月三十一日以後に償還期限が到来するものに限る。）の償還を目的とした借入金の償還を含む。）の場合

ロ　金融機関の破綻等により貸付けが受けられない場合

ハ　投資法人同士の合併に必要となる資金の調達ができない場合

（損害担保取引に関する事項）

第六条　損害担保取引については、第三条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して三億円とし、同時期に公庫が実施する金融環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

三　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して一億五千万円とし、同時期に公庫が実施する取引企業倒産対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

四　前三号に定める場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けにあっては平均貸付期間を五年以内とするものとする。

五　第三条第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

イ　中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復しがたい損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、特定資金の貸付け等の額が二十億円以下の長期運転資金又は設備資金に係るものに限るものとする。

ロ　大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、国際的な金融秩序の混乱等により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復しがたい損失を被ることが想定される大企業に対する長期運転資金又は設備資金に係る特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等、又は保証（法第二条第五号に規定する債務の保証のうち、危機対応業務として行うものをいう。以下同じ。）による特定資金の貸付け等の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上、国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

(1)　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

(2)　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

(3)　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠である企業であること。

(4)　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

ハ　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、ロに定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補てんの額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（国際的な金融秩序の混乱に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

六　第三条第七号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第十一号に掲げる特定資金の貸付け等であって、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

イ　深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うことが困難である場合等であって、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

ロ　短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補てんの額の残高が、指定金融機関ごとに、危機対応業務により取得した短期社債の直近の損害担保取引を付与した時点における残高の三割以内であること。

七　第三条第八号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、当該者の財務内容の状況等を勘案し、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難である場合に限り行うものとする。

2　株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月財務省農林水産省経済産業省告示第一号）第四条第二号における主務大臣が別に定める場合とは、対象債権が前項第五号イに規定する中堅企業に係るものである場合とする。